

議案第 26 号

栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 15 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（技術管理者の資格）

第 18 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。